## 12. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

		(単位・日ガロ)
項目	平成24年度末	平成 2 5 年度 第 2 四半期 (上半期)末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5, 047, 806	5, 348, 588
基金等	820, 810	904, 990
価格変動準備金	363, 544	469, 388
危険準備金	525, 541	635, 825
一般貸倒引当金	5, 897	4,832
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	2, 127, 175	2, 113, 254
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	222, 096	220, 843
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	821, 485	833, 487
負債性資本調達手段等	100, 000	100, 000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手	_	_
段等のうち、マージンに算入されない額		
控除項目	_	_
その他	61, 255	65, 966
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4 $ (B)	1, 085, 168	1, 153, 344
保険リスク相当額 R1	122, 775	121, 446
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	51, 185	51, 645
予定利率リスク相当額 R2	161, 745	160, 023
資産運用リスク相当額 R3	877, 413	945, 877
最低保証リスク相当額 R7	7, 240	8, 332
経営管理リスク相当額 R4	24, 407	25, 746
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{\text{(A)}}{\text{(1/2)} \times \text{(B)}} \times 100$	930. 3%	927.4%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
  - 2.「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。